

## 1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達を推進するための方針（以下「調達方針」という。）を定め、本市における障がい者就労施設等からの調達の一層の推進を図る。

## 2 用語の定義

本調達方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。ただし、法律の名称を除き、「障害者」は、「障がい者」と表記する。

## 3 適用範囲

本調達方針の適用範囲は、市のすべての組織が発注する物品等の調達とする。

## 4 調達の対象となる障がい者就労施設等

調達の対象となる障がい者就労施設等は、次のうち、物品等の調達が可能な施設等とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく事業所等
  - ア 障がい者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）
  - イ 地域活動支援センター
  - ウ 生活介護事業所
  - エ 就労移行支援事業所
  - オ 就労継続支援事業所（A型・B型）
- (2) 共同受注窓口

物品等の調達に関して、複数の障がい者就労施設等にあっせんし又は本市と障がい者就労施設等との間の物品等の調達を仲介する等の業務を行う事業者団体
- (3) 障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所
  - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
  - イ 重度障がい者多数雇用事業所（※）
    - (※) 重度障がい者多数雇用事業所の要件
    - ① 障がい者の雇用者数が5人以上
    - ② 障がい者の割合が従業員の20%以上
    - ③ 雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上
- (4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障がい者等

ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者（在宅就業障がい者）

イ 在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体（在宅支援団体）

## 5 調達の対象品目

調達を推進すべき物品等については、次のとおりとする。

### (1) 物品

- ・記念品類（さをり織り製品、木工品、陶芸品等）
- ・食品類（パン、クッキー、菓子類、豆腐、コロケ、メンチカツ等）
- ・農作物類（野菜〔玉ねぎ、じゃがいも、にんにく、大根等〕、鉢花、野菜・花の苗等）
- ・その他障がい者就労施設等が提供可能な物品

### (2) 役務

- ・施設、トイレ、公園等の清掃・除草等作業
- ・印刷物類（封筒、帳票類、計画書、リーフレット、チラシ等）
- ・刊行物の点訳版・音訳版作成
- ・クリーニング
- ・その他障がい者就労施設等が提供可能な役務

## 6 調達の推進方法

- (1) 障がい者就労施設等から提供可能な物品等について、情報を収集するとともに、情報の共有化を図る。
- (2) 障がい者就労施設等からの物品等の調達の可能性について検討し、調達に努めるものとする。特に保健福祉局内の部署においては、印刷物類、記念品類について障がい者就労施設等から優先して調達するよう努める。
- (3) 障がい者就労施設等の特性に配慮した発注に努める。
- (4) 福山市における特定随意契約の手続に関する要綱第3条の規定により保健福祉局福祉部障がい福祉課が作成する特定随意契約対象者名簿に掲げる事業者からの物品等の調達を推進する。

## 7 障がい者就労施設等からの物品等の調達目標

前年度の調達実績額を上回ることを目標とする。

## 8 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 調達方針を作成したときは、市ホームページ等により公表する。
- (2) 調達実績については、翌年度の5月末までに取りまとめ、市ホームページ等により公表する。

## 9 その他

障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するよう、必要に応じて、調達方針の見直しを行うものとする。